



# 三重県公報

平成29年12月26日（火）

第 2967 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則7-1（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則	（人事委員会）	2
	三重県人事委員会規則7-4（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則	（同）	2
<b>人 事 委 ・ 教 育 委 規 則</b>			
9	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人事委員会・教育委員会）	3
<b>告 示</b>			
861	保安林の指定をする予定である旨	（治山林道課）	4
862	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	5
863	土砂災害警戒区域の指定	（防災砂防課）	5
864	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（同）	6
865	都市計画事業の事業計画の変更認可	（下水道課）	8
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	9
	同件	（同）	9
	都市計画の図書の写しの縦覧	（都市政策課）	9
	二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した旨	（建築開発課）	9
	開発行為に関する工事の完了	（同）	10
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	（広聴広報課）	11
	同件	（病院事業庁）	14
	落札者を決定した旨	（同）	19
<b>お 知 ら せ</b>			
	三重県県税条例施行規則に規定する証票の無効	（税務企画課）	19
<b>正 誤</b>			
	平成29年12月8日付け三重県公報第2962号	（治山林道課）	20

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を次のように改正する。  
第十二条の三第一項中「次条」を「第十二条の五」に改める。  
様式第二の七から様式第二の八の三までの様式中「（第12条の4関係）」を「（第12条の5関係）」に改める。  
様式第二の九中「（第12条の4関係）」を「（第12条の5関係）」に、

「  

受講する 公共職業訓練 等の施設	所在地		を
	名称		

」

「  

受講する 公共職業訓練 等の施設	所在地		に改める。
	名称		
特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地		
	名称		

」

様式第二の十から様式第二の十一までの様式中「（第12条の4関係）」を「（第12条の5関係）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第十二条の三第一項の改正規定、様式第二の七から様式第二の八の三までの様式の改正規定、様式第二の九の改正規定（「（第12条の4関係）」を「（第12条の5関係）」に改める部分に限る。）及び様式第二の十から様式第二の十一までの様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の三重県職員退職手当支給条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の三重県職員退職手当支給条例施行規則の様式によるものとみなす。

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。  
別表第三第六号の項中「一八、二〇〇円」を「一九、三五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

人事委員会  
教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹川博子  
三重県教育委員会教育長 廣田恵子

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項中「知事」を「県委員会」に、「次条」を「第十一条の五」に改める。

第十一号様式の八から第十一号様式の九の三までの様式中「（第11条の4関係）」を「（第11条の5関係）」に改める。

第十一号様式の十中「（第11条の4関係）」を「（第11条の5関係）」に

「

受講する 公共職業訓練 等の施設	所在地		を
	名称		

」

「

受講する 公共職業訓練 等の施設	所在地		に改める。
	名称		
特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地		
	名称		

」

第十一号様式の十一から第十一号様式の十三までの様式中「（第11条の4関係）」を「（第11条の5関係）」に改める。

附 則

- この規則は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第十一条の三第一項の改正規定、第十一号様式の八から第十一号様式の九の三までの様式の改正規定、第十一号様式の十の改正規定（「（第11条の4関係）」を「（第11条の5関係）」に改める部分に限る。）及び第十一号様式の十一から第十一号様式の十三までの様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

## 告 示

## 三重県告示第 861 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 第 1

## 1 保安林予定森林の所在場所

いなべ市藤原町山口字木和田 2497 から 2499 まで、2499 の 1、2500 から 2502 まで、2502 の 1

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

## 第 2

## 1 保安林予定森林の所在場所

四日市市伊坂台一丁目 329 の 1、329 の 2、いなべ市北勢町阿下喜字西廣 2898 の 3

## 2 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課、四日市市役所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

## 第 3

## 1 保安林予定森林の所在場所

四日市市西大鐘町字北ノ山 1453、1456、1460

## 2 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐にかかる伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 862 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 12 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン鈴鹿  
鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番地
- 2 鈴鹿市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 12 月 26 日から平成 30 年 1 月 26 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 863 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 12 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小田山谷川	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流
滝谷	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流
欠之山谷川	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流
檜垣戸谷	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ひの谷	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流
殿林谷	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流
神野川	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流
富永-2	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流
福本川	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流
三峰川-1	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流
風呂の谷川	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流

谷口谷川	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
福井谷川	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
寺ノ奥谷	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
九十九曲	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 864 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成29年12月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
ジゲの谷	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大日谷	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
しる谷	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
富永-1	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
植山谷川	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
黒町谷川	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三峰川-2	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
細野谷川	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ゆうの木谷	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上切谷川	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中谷川	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上山谷川	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大鶴谷川	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
伊藤谷川	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺ノ上谷	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
風呂の奥谷川	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
片平谷川	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

木や平谷川	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
猪の谷	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大戸谷	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺の下谷	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
火の谷	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
馬谷	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
火の谷川	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南出谷川	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小田	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下り	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中切	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
九十九曲	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下栗野	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向栗野	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
口福本	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳瀬	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富永 1	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富永 2	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向栗野 I-1	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向栗野 I-2	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富永 I-1	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下栗野 II-1	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向栗野 II-1	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向栗野 II-2	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
地の添 II-1	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
口福本 II-1	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富永 II-2	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

富永Ⅱ-3	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
口福本Ⅱ-2	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥福本Ⅱ-1	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥福本Ⅱ-2	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥山Ⅱ-2	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小田Ⅱ-1	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中切Ⅱ-1	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中切Ⅱ-2	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
毛原Ⅱ-1	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
九曲Ⅱ-3	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下栗野Ⅱ-2	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富永Ⅲ-1	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
口福本Ⅲ-1	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 865 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年12月26日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 施行者の名称  
菰野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
四日市都市計画下水道事業  
流域関連菰野町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成6年9月26日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

平成6年三重県告示第434号、平成7年三重県告示第532号、平成9年三重県告示第825号、平成13年三重県告示第73号、平成17年三重県告示第133号、平成20年三重県告示第439号及び平成26年三重県告示第441号の事業地に大字菰野字大槌、字西高原及び字力尾、大字千草字箭根石、字草里野、字沖見野、字七塚、字中奥郷及び字籬、大字池底字北沢、大字宿野字稻荷山、大字下村字馬淵及び字大越、大字川北字上古並びに大字神森字神森を変更する。



公 告
-----

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

平成 29 年 12 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成 29 年 12 月 11 日から平成 30 年 3 月 16 日まで
- 3 作業地域  
津市一志町片野及び松阪市嬉野天花寺町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 29 年 12 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（数値撮影・数値図化）
- 2 作業期間  
平成 29 年 11 月 29 日から平成 30 年 3 月 23 日まで
- 3 作業地域  
鈴鹿市野町及び同市稲生町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 29 年 12 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士および木造建築士の免許を取り消したので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 29 年 12 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成 29 年 12 月 6 日
- 2 免許の取消しの理由  
建築士法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する事実が判明したため
- 3 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

免許の取消しを受けた建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号
西尾 了	二級建築士	三重県知事登録第 730 号
松尾 幸郎	二級建築士	三重県知事登録第 757 号
川口 勲	二級建築士	三重県知事登録第 760 号
村田 三千夫	二級建築士	三重県知事登録第 812 号

米倉 伸	二級建築士	三重県知事登録第 882 号
丸山 充義	二級建築士	三重県知事登録第 896 号
前田 恒郎	二級建築士	三重県知事登録第 905 号
小林 英夫	二級建築士	三重県知事登録第 926 号
北出 和敏	二級建築士	三重県知事登録第 937 号
上野 郁男	二級建築士	三重県知事登録第 952 号
小寺 和彦	二級建築士	三重県知事登録第 957 号
中野 富夫	二級建築士	三重県知事登録第 1907 号
沼田 正生	二級建築士	三重県知事登録第 2084 号
長尾 敬	二級建築士	三重県知事登録第 2156 号
前川 裕	二級建築士	三重県知事登録第 2170 号
杉山 房生	二級建築士	三重県知事登録第 2185 号
西村 隆夫	二級建築士	三重県知事登録第 2268 号
久我 忠生	二級建築士	三重県知事登録第 2417 号
太田 賢治	二級建築士	三重県知事登録第 2426 号
倉田 良夫	二級建築士	三重県知事登録第 2447 号
倉田 幸彦	二級建築士	三重県知事登録第 2514 号
中北 昌一	二級建築士	三重県知事登録第 2656 号
矢島 寛	二級建築士	三重県知事登録第 2664 号
村島 廣一	二級建築士	三重県知事登録第 2691 号
仲 久	二級建築士	三重県知事登録第 2692 号
蛭川 丈治	二級建築士	三重県知事登録第 2727 号
川端 康弘	二級建築士	三重県知事登録第 2820 号
狹間 一男	二級建築士	三重県知事登録第 2873 号
大久保 勝夫	二級建築士	三重県知事登録第 3009 号
馬場 辰二	二級建築士	三重県知事登録第 3017 号
相川 新衛	二級建築士	三重県知事登録第 3025 号
尾崎 求	二級建築士	三重県知事登録第 3106 号
川端 幸彌	二級建築士	三重県知事登録第 3137 号
廣田 満	二級建築士	三重県知事登録第 3201 号
鈴木 春郎	二級建築士	三重県知事登録第 3549 号
向井 幸保	二級建築士	三重県知事登録第 3557 号
前田 得男	二級建築士	三重県知事登録第 3669 号
濱本 悌司	二級建築士	三重県知事登録第 3893 号
堀木 通	二級建築士	三重県知事登録第 4029 号
中村 昭夫	二級建築士	三重県知事登録第 4031 号
徳山 恒夫	二級建築士	三重県知事登録第 4101 号
山中 大三郎	二級建築士	三重県知事登録第 4124 号
市野 弘	二級建築士	三重県知事登録第 4248 号
北原 登美治	二級建築士	三重県知事登録第 4308 号
田中 四郎	二級建築士	三重県知事登録第 4361 号
辻田 孜	二級建築士	三重県知事登録第 4387 号
久世 章	二級建築士	三重県知事登録第 4855 号
稲垣 芳夫	木造建築士	三重県知事登録第 10152 号
中村 爲郎	木造建築士	三重県知事登録第 10196 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 12 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 29 年 12 月 15 日	いなべ市北勢町阿下喜字塚原 729-1 ほか 5 筆	三重郡朝日町大字縄生 342-1 株式会社高橋地所 代表取締役 高橋 松太郎
平成 29 年 12 月 18 日	員弁郡東員町大字山田字北藤 2529-3 ほか 2 筆	愛知県名古屋千種区御柵町 3 丁目 23 佐野 修 唯

### 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 12 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 入札に付する事項

## (1) 委託業務名

平成 30 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務（単価契約）

## (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日（金）までとします。

## (4) 委託業務履行場所

知事が別に指定する場所とします。

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有する者であること。

オ 連絡調整の担当者を 2 名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制を整備できる者であること。

## 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録を行ってください。調達システムで入札する場合には、調達システムより競争入札参加資格確認申請を平成 30 年 1 月 22 日（月）11 時までに行い、入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。また、書面により入札に参加する者には、競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を「入札に関する事務を担当する課・班」に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札に参加することができます。落札候補者には、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成 30 年 2 月 14 日（水）17 時までとします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者には、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有することを証明する書類（「機械設備保有証明書」）
- (5) 連絡調整の担当者を 2 名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制が整備されていることを示す体制図（様式任意）

## 5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班 担当 宮澤  
電話 059-224-2009 ファクシミリ 059-224-2069

## (2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県戦略企画部広聴広報課広報班 担当 岩崎  
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032

## (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

## (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 30 年 2 月 7 日（水）まで調達システムにより提供します。

## (5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 30 年 1 月 26 日（金）までに通知します。

## (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 30 年 2 月 7 日（水）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 30 年 2 月 7 日（水）14 時 30 分

なお、三重県庁内郵便局へは平成 30 年 1 月 30 日（火）から同年 2 月 7 日（水）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班

案件名 平成 30 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務

## (7) 開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 2 月 7 日（水）15 時  
場所 三重県津市広明町 13 番地  
三重県戦略企画部戦略企画総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :  
Printing and other appointed duties for the “Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News”
- (2) Bid Submission Deadline  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Wednesday, February 7, 2018.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, January 30, 2018 and 2:30 P.M. on Wednesday, February 7, 2018.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Wednesday, February 7, 2018.
- (4) Managing Authority :  
Public Relations Division, Department of Strategic Planning, Mie Prefecture.  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL: 059-224-2788

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第5条の規定により公告します。

平成29年12月26日

三重県病院事業庁長 長谷川 耕一

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
平成29～32年度 三重県立こころの医療センター清掃業務委託
- (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成33年3月31日（水）までとします。ただし、契約の履行期間は、平成30年4月1日（日）から平成33年3月31日（水）までとします。
- (4) 委託業務履行場所  
三重県津市城山1丁目12番1号 三重県立こころの医療センター
- (5) 総合評価方式による一般競争入札  
本入札は、三重県病院事業庁関係物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及びこれに基づく厚生労働省令で定める基準等に適合する者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

カ 過去 5 年間に、200 床以上の規模を有する病院において、清掃業務を 1 年以上継続して履行した実績と、通算 3 年以上履行した実績があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む）していること。

### 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成 30 年 1 月 19 日（金）15 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し

(4) 2(2)エに基づく業務責任者（医療機関の清掃業務を含む清掃業務に 3 年以上の実務経験を有するもの）が資格を満たしていることを証明する書類（経歴書等）

(5) 2(2)エに適合していることを証明する書類一式で(4)以外のもの。ただし、一般財団法人医療関連サービス振興会の認定する院内清掃サービスに係る「医療関連サービスマーク」の認定を受けている事業者については、認定証の写し

(6) 2(2)オに掲げる登録証の写し

(7) 2(2)カを証明する書類

(8) 2(2)キが確認できる書類

### 5 技術提案書の作成について

(1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。

(2) 提出部数は 2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。

(3) 原稿サイズは A4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね 200 ページまでとしてください。

また、フラットファイル等で製本してください。（製本テープ等で留めないでください。）

(4) 正本・副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください。（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）

(5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおり編綴してください。

(6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。

(7) 技術提案書提出時に配置される業務関係者は、原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。

(8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為と

みなし契約を解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約を解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

#### 6 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の108を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。

- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

#### 7 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12番1号

三重県立こころの医療センター 運営調整部総務課 担当 中野

電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成30年2月5日（月）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

平成30年1月24日（水）までに通知します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成30年2月6日（火）13時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津城山郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成30年2月5日（月）17時

なお、入札書は平成30年1月30日（火）から同年2月5日（月）17時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0818 三重県津市城山3丁目11番14号

宛 先 津城山郵便局留め

受取人 三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

案件名 三重県立こころの医療センター清掃業務委託

- (7) 開札の日時及び場所

日時 平成30年2月6日（火）14時



場所 三重県津市城山1丁目12番1号  
三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

別記「落札者決定基準」によるものとします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第131条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

#### 9 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Janitorial Services for the Mie Prefectural Mental Health Center

(2) Eligibility Confirmation :

Eligibility confirmation requests must be submitted by registered mail or parcel post and arrive at the managing authority by 3:00 P.M. on Friday, January 19, 2018. Confirmation of eligibility will be completed by Wednesday, January 24, 2018.

(3) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:30 P.M. on Tuesday, February 6, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, January 30, 2018 and 5:00 P.M. on Monday, February 5, 2018

(4) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:00 P.M. on Tuesday, February 6, 2018.

(5) Managing Authority:

Mie Prefectural Mental Health Center

1-12-1 Shiroyama, Tsu City, Mie, 514-0818, Japan

Tel:059-235-2125

#### 別記 落札者決定基準

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

##### 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、三重県病院事業庁にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

#### 1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 $\leq$ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を、全ての入札価格について200点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

#### 2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し（聴取を含む。）、技術評価点を算出します。

#### 3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

#### 4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切り捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切り捨てとします。

#### 5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が高くなる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつて、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」200 点の計 400 点満点とします。

評価項目ごとの点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	130	20
		履行体制及び品質保証取組		65
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		15
	企業要件	契約実績	40	15
		従業員の雇用		10
		地域社会貢献度		15
	全般	業務の取組姿勢	30	30

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 29 年 12 月 26 日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

- 1 物品等の名称及び数量 I V R 対応血管造影撮影装置 一式
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地  
三重県病院事業庁県立病院課
- 3 落 札 者 決 定 日 平成 29 年 11 月 16 日
- 4 落 札 者 三重県津市大倉 20-18  
トヨタ産業株式会社津営業所 取締役 光本 敏
- 5 落 札 金 額 入札価格 85,900,000 円  
契約金額 92,772,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成 29 年 9 月 29 日

お 知 ら せ

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 3 条に規定する証票について、次のものを無効とします。

平成 29 年 12 月 26 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

証票の名称及び番号	証票に記載された所属及び氏名
徴税吏員証 第 3833 号	総務部税収確保課 増地 克

## 正 誤

平成 29 年 12 月 8 日付け三重県公報第 2962 号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
4	下から 12	北牟婁郡紀北町十須字鍛冶屋又	北牟婁郡紀北町十須字鍛冶屋又

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---